

岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 本市商業の振興を図るため、商店会等が商業の健全な発展基礎を確保するために行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業その他の商業を営む店舗が集積している地域
- (2) 「商店会」とは、商店街振興組合、事業協同組合において組織される法人格を持った商店街組織又はその連合会

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の補助事業名の欄に掲げるものとする。

- 2 補助事業の範囲については、別図に示すものとする。
- 3 前項に定めるほか、商店会が行う活動として市長が特に必要と認める場合は、補助事業の範囲とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、別表の補助事業者の欄に掲げるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。
 - (1) 市税を完納していない者
 - (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
 - (3) 同様の事業計画を含む内容で国、県又は市等の補助金等の交付を受ける者

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額に、同表補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額で、同表補助金交付限度額の欄に定める額を上限とする。

- 2 前項により算出した額に、千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は、事業計画書（様式第1号）とする。

- 2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 収支予算書（様式第2号）
 - (2) 見積書（事業費が税込100万円以上の場合又は、同一エリアの商店会の会員又は会員（法人の場合はその代表者）が役員若しくは代表者である事業者から見積書を徴取する場合については、2者以上から見積書を徴取し、それらを添付しなければならない。ただし、あらかじめ2者

以上から見積書を徴取することが困難である理由を記載した書面を提出し、市長が契約の性質上、困難であると認めた場合には、該当する業者を随意の契約先とすることができるが、その場合には当該業者の見積書を添付しなければならない。）

- (3) 市税を完納していることを証明できる書類
- (4) 工事の施工にあつては施行前現場写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は要しない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認められたときは、補助金の交付決定を行い、規則第8条に規定する補助金等交付決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の変更申請)

第8条 規則第12条に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表補助事業名欄に掲げる事業ごとの事業費の20%を超える増減
- (2) 補助金交付決定額の変更

2 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、補助金交付決定額の増額変更を認める。

- (1) 天災地変及びパンデミック等の影響による補助対象経費の増額について、やむを得ないと認めるもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(状況報告)

第9条 規則第13条に規定する状況報告は要しない。

(実績報告)

第10条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(様式第3号)
- (2) 収支決算書(様式第4号)
- (3) 補助事業に係る経費支出の証拠書類
- (4) 工事の施工にあつては完工現場写真
- (5) 成果物、実施状況写真等、事業を実施したことを示すもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、適当であると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第17条に規定する補助金等の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 前条に規定する補助金等の額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに規則第19条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金等交付請求書を受領したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条, 第4条, 第5条及び第8条関係)

補助事業名	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金交付 限度額 (単位:千円)	補助事業者
1 岡山市商店街活性化計画 策定・調査事業	①商店街活性化計画(商店会自らが商店街活性化するための計画)の策定又はそのための調査に関する事業 ②岡山市以外の国等への補助金申請又は高度化融資等(補助事業に必要な費用に限る)の申請に伴う専門家への相談に関する事業	報償費, 消耗品費, 印刷製本費, 役務費, 通信運搬費, 委託料, 使用料, 賃借料	1/2	1,000	商店会
2 岡山市商店街基盤整備事業	商店会が維持管理する共同利用施設・設備(アーケード、アーチ、街路灯、共同トイレ、駐車・駐輪場、カラー舗装、ストリートファニチャー、放送設備、防犯設備等)の改修又は設置に関する事業	工事請負費	1/2	5,000	商店会
3 岡山市商店街まちづくり リニューアル支援事業	市の採択を受けた事業に係る老朽化したアーケード撤去事業	工事請負費	4/5	30,000	商店会
4 岡山市商店街賑わいづくり 支援事業	商店会が実施する次の事業 ①商店街への集客や店舗の売上増加に繋がる新たな事業 ②商店街の情報発信・宣伝促進により商店街の認知度や魅力が高まる新たな事業	報償費, 消耗品費, 印刷製本費, 役務費, 通信運搬費, 委託料, 使用料, 賃借料	1/2	300	商店会